



# 営農NEWS



## 雑草イネが発生した水田における除草体系

### 早い発見と迅速な対策が重要になります

近年、県内の水田で、雑草のヒエなどとは違うが、栽培イネともちょっと特徴が異なる「雑草イネ」（栽培イネと同じ植物種ですが、古代米などとは異なります）が広がりつつあります。これまでは、一部の地域で問題となっていました。その後、国内の各地へ徐々に拡大をみせ、本県でも平成 22 年以降、収穫物への混入や水田での発生がみられています。

この「雑草イネ」は、出穂後、極めてモミがこぼれて落ちやすく、独自に交雑を繰り返して、水田環境に適応してきた雑草です。このため、多発生してしまうと、「初中期一発剤」の単独処理では除草効果が不十分となってしまう、多種の体系処理や手取り除草など総合防除が必要となります。

現在、これら雑草イネが発生して問題となっている水田での対策技術を、平成 28 年度 茨城県「農作物雑草防除指針」などから抜粋して紹介します。

#### <雑草イネ発生の問題点>

- 1 発生の発見が遅れて放置すると、3～4 年で多発生状況になり、減収被害を招いてしまった事例があります。
- 2 農産物検査で、雑草イネの玄米が混じっていれば、着色粒として扱われ、混入率が 0.1% を上回ると 2 等に格下げられます。また、異品種混入とみなされて、品種銘柄表示ができなくなります。
- 3 対策を怠り、農業機械を介して拡散すると、地域全体の水稲生産に大きな被害をもたらします。
- 4 混入した玄米を色彩選別機で取り除ける雑草イネもありますが、（収穫前のモミの脱粒で、種子が水田に落ち）水田から雑草イネが減るわけではありません。

#### <主要な除草体系>

- 1 侵入初期の極少発生の場合は、**モミが脱粒する前（出穂後 2 週間以内）に株ごと抜き取り、圃場外に持ち出して適切に処分します。**

- 2 既に圃場にまん延してしまった場合は、以下を参考に、継続的に **3 年程度の除草体系**が必要になります。

- 1) 雑草イネの出芽が揃う 5 月下旬以降に代かきを行い、物理的に枯殺させてから遅植えにします。
- 2) 通常の田植では、移植当日～翌日に**初期剤**を処理し、その後、7～10 日おきに**一発処理剤**および**中期剤**を処理する**3 剤除草体系が有効**で、薬剤の切れ目をなくして遅発個体を枯殺します。

なお、本県で、雑草イネへの効果が実証されている除草剤の組み合わせ事例（平成 28 年度 茨城県「農作物雑草防除指針」から抜粋）として

（平成 28 年 3 月 31 日現在）

| 事例 | [初期剤]                    |   | [一発処理剤]                      |   | [中期剤]                         |
|----|--------------------------|---|------------------------------|---|-------------------------------|
| A  | ソルネット 1 キロ粒剤<br>(移植当日処理) | + | ボデーガード 1 キロ粒剤<br>(移植後 7 日処理) | + | ナイスミドル 1 キロ粒剤<br>(移植後 14 日処理) |
| B  | アルハーブフロアブル<br>(移植当日処理)   | + | マキシ―MX 1 キロ粒剤<br>(移植後 8 日処理) | + | ナイスミドル 1 キロ粒剤<br>(移植後 15 日処理) |

※ 雑草イネの農薬登録上の適用草種は「水田一年生雑草」ですが、**雑草イネに有効な使用時期は「雑草イネ発生前まで」**なので注意してください。

※ これら以外の有効な除草剤については、日本植物調節剤研究協会のホームページ（技術情報の項）を参照するか、各農業改良普及センター（農林事務所・経営普及部門）または農業総合センターに問い合わせてください。

- 3) 上記 1)、2) の対策を行っても取りこぼした雑草イネは、脱粒が始まる前（出穂後 2 週間以内）までに手取り除草を行って、出来るだけ駆除します。
- 4) 既に発生を確認している雑草イネと比較して、稈長や出穂期に差がある栽培品種を作付しておく、と、区別が容易にできて、抜き取りが比較的効率になります。
- 5) 水稲の収穫後は、秋の耕起を行わず、「雑草イネ」の種子を表層にとどめて越冬させると、低温による死滅や鳥による摂食の効果が期待できます（ただし、縞葉枯病が発生している圃場では、防除対策として、ヒコバエの早期な耕起が必要になります）。
- 6) ダイズやソバ等の作物に転換し、耕起や攪拌による物理的な枯殺、イネ科雑草に効果のある除草剤の処理を行うことにより、雑草イネの発生が抑制されます。

農薬使用の際は、必ずラベル及び登録変更に関するチラシ等の記載内容を確認し、飛散に注意して使用して下さい。



生産資材部 営農企画課

電話：029-291-1012 FAX：029-291-1040